

武蔵野市介護職・看護職 R e スタート支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により介護施設等の人材不足が一層懸念されることから、即戦力となる介護職員及び看護職員の再就職や介護施設等への新たな就職に対して支援します。

対象

いずれにも該当すること

- ・武蔵野市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる常勤職員であること
- ・就職した日から過去3か月以内に介護施設等に在籍していないこと
ただし、運営法人の都合による退職の場合は支給対象とします。
- ・介護施設等の運営法人に直接雇用されていること
- ・過去に本支援金を受給していないこと

交付金額

- ・資格等を有する常勤職員15万円
 - ・資格等を有しない常勤職員5万円
- ※常勤は、週32時間以上または月128時間以上勤務とします。
ただし、育児又は介護等による短時間勤務制度を利用する場合は、週30時間以上又は月120時間以上とします。

対象となる介護施設等・資格等

対象となる介護施設等	資格等を有する者に該当する資格等
訪問介護	介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修修了者、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、准看護師、保育士（障害児通所のみ）、児童指導員（障害児通所のみ）
訪問リハビリテーション	
訪問入浴介護	
訪問看護	
通所介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	
通所リハビリテーション	
看護小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
介護老人福祉施設	
特定施設入居者生活介護	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
居宅介護	
就労系・生活介護	
共同生活援助	
施設入所支援	
障害	障害児通所

対象となる職種

- ・介護施設等で身体介護、生活支援、就労支援、療育または看護に従事する者
 - ・在宅で訪問介護、移動支援または訪問看護に従事する者
- ※他職種と兼務の場合は上記職種としての勤務時間の割合が半分以上を占めること

申請・支給方法

本人が就職日から60日以内に市へ申請（郵送または窓口へ直接提出）し、審査後本人口座へ支給します。ただし、勤務期間が6か月未満で特別な事情がなく退職した場合は返還していただきます。

提出物

申請書、資格証（写）、誓約書、履歴書、勤務先が発行する勤務証明書、通帳の写し 申請様式はホームページにあります。

申し込み問い合わせ

武蔵野市高齢者支援課 介護サービス担当 TEL 0422-60-1925
〒180-8777武蔵野市緑町2-2-28 高齢者支援課介護サービス担当宛

http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/koreisha/1029773.html



各種研修・介護の悩み相談に関すること

武蔵野市地域包括ケア人材育成センター TEL 0422-20-3741

<https://m-machigurumi.jp/>

